

江東区 被災建築物応急危険度判定員 行動チェックシート

判定員への連絡体制(参集)

◆震度による行動表

江東区内で地震発生

震度5強の場合…

【区職員】

閉庁時の場合でも自主参集し、応急危険度判定要否の情報収集をした上で、判定実施の判断を行います。

判定実施決定の場合…

【判定員】

区から電話またはメールで参集要請を行います。
※震度5弱以下でも参集要請の可能性有

震度6弱以上の場合…

【区職員】

閉庁時の場合でも自主参集し、応急危険度判定実施本部を立ち上げます。

判定を実施する

【判定員】

判定業務を行っていただきますので、自主参集をお願いします。

■参集していただく場合…

江東区の判定員の受付体制は、地震発生の翌日を起算日として3日目の午前10時～10時30分を目安に庁舎5階（応急危険度判定本部）に参集をお願いします。

■判定業務に従事していただく場合…

家族・勤務先の被災状況及び自己の健康状態を勘案し、必ず家族・勤務先とよく相談し、理解を得てから判定業務にあたってください。

発災日

**翌日
(起算日)**

2日目

**3日目
(参集日)**

判定業務の服装、食事、機材等について

■服装について

判定作業に支障のない服装（作業服・安全靴など）

■食事について

現地では調達不可能な場合があるので、食事・飲み物は持参してください。
（※判定活動は朝から夕方までの日帰りで、3日間程度の予定です）

■機材について

区分	判定資機材	判定員	チェック
最低限調査に必要なもの	判定員登録証	○	
	被災建築物応急危険度判定マニュアル	○	
	ヘルメット	○	
	筆記用具	○	
	下げ振り	△	
	コンベックス	○	
	バイNDER	△	
	軍手	○	
	ナップザック	○	
	携帯電話	○	
	健康保険証	○	
	ハンマー（打診器）	△	
	クラックスケール	△	
あつた方がよいもの	デジタルカメラ	○	
	水筒	○	
	雨具	○	
	防寒具	○	
	マスク	○	
	常備薬	○	
	コンパス（方位磁石）	○	

凡例 ○:ご用意していただきたいもの / △:多少区に備蓄があるもの

◇住所・連絡先等、登録内容に変更がある場合には、東京都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定）事務局までご連絡ください。

株式会社アイディ

電話：03-3357-1189 Fax：03-3357-4489

江東区応急危険度判定に関する連絡先

江東区都市整備部建築調整課建築紛争係

電話：03-3647-9767 FAX：03-3647-5513